

知っておきたい

「こども庁」問題 Q&A

モラロジー道德教育財団 道德科学研究所教授

高橋史朗



歴史認識問題研究会

知っておきたい

「こども庁」問題 Q&A

モラロジー道德教育財団 道德科学研究所教授

高橋史朗



歴史認識問題研究会

知っておきたい「子ども庁」問題 Q & A

- はじめに 04
- Q 1 「子ども庁」は何を目的としてつくられるのですか？ —経緯と目的— 06
- Q 2 「子ども庁」構想のきっかけは何ですか？ 08
- Q 3 国連の「対日審査」を働きかけたのは具体的にどのような人々ですか？ 10
- Q 4 国連勧告はどのような内容なのでしょうか？ 12
- Q 5 NGO団体は日本の何が問題だと国連に訴えたのですか？ 14
- Q 6 国内の問題を国連に訴えるやり方は、これまでも行われてきたのでしょうか？ 16
- Q 7 「子供」表記のどこが差別なのでしょうか？ 18
- Q 8 そもそも児童の権利条約の趣旨と内容はどのようなものなのでしょうか？ 20
- Q 9 児童の権利条約はどのように歪曲され拡大解釈される傾向にありますか？ 22
- Q 10 児童の権利条約に慎重な国々の主張はどのようなものなのでしょうか？ 24
- Q 11 「子ども基本法」制定をめぐる論議の問題点は何ですか？ 26
- Q 12 本当に守るべき「子供の人權」とは何でしょうか？ 28
- Q 13 子どもの権利条約を推進している人々はどのような活動をしていますか？ 30
- Q 14 小学生に避妊の方法を教えるって、本当ですか？ —包括的性教育の問題点— 32
- Q 15 包括的性教育による影響はどんなことが考えられますか？ 34
- Q 16 子供の問題を解決する緊急課題は何ですか？ 36
- Q 17 子供の意思を尊重しすぎると、どんな子供に育つのでしょうか？ 38
- Q 18 自民党の「子ども庁」論議に欠落した視点はありますか？ 40
- Q 19 子供の政策について有識者会議はどのような報告書をまとめたのでしょうか？ 42
- Q 20 今後どのような活動が必要なのでしょうか？ 44

はじめに

皆さんは、「こども庁」や「こどもまんなか」という言葉を聞かれたことがあると思います。令和3年秋の自民党総裁選の際に、野田聖子議員が強く訴えていた政策の一つです。

岸田新政権が発足し、男女共同参画政策や子供をめぐる政策を担う内閣府特命担当相に野田氏が就任し、「こども庁」創設の動きが加速しています。

年間60万件に及ぶいじめ問題や少子化問題、児童虐待、子供の貧困など、子供をめぐる状況は年々深刻さを増しており、何らかの対策を打つことは時代の要請です。そういう意味で、子供の救済を目指す「こども庁」の創設には歴史的意義があります。

ところが、「こども庁」構想の経緯やこれまでの論議を見る限り、子供の権利と教育との関係に関する深い洞察が欠落し、わが国が築き上げてきた文化や家族の絆を破壊しかねない方向にあることに深い危惧を覚えます。

「こども庁」の創設は「子ども基本法」の制定と一体となって進められていますが、これらがどのような経緯をたどってきたものであるかを探っていくと、日本の左派NGO団体が国連の委員会に働きかけ、両者の密室での審議に基づいて、国連から日本政府に対して「勧告」が出され、それをもとに政府が動いていったことがわかります。

「従軍慰安婦」「性奴隷」「強制連行」「ヘイトスピーチ」「体罰禁止」「性的指向及び性別認識（LGBT）」「差別」「アイヌ問題」など、左翼陣営が唱えてきた問題にはことごとく国連からの勧告が利用されて、お墨付きを与える役割を果たしてきました。

自民党の「こども・若者」輝く未来創造本部が掲げる「こどもまんなか」の理念が、「子供の最善の利益」を重視していることは評価しますが、何が「子供の最善の利益」を保障するのかについては深い洞察が必要です。

その「子供の最善の利益」に関しては、安倍政権下で推進されてきた教育再生の基本政策や教育基本法の改正、道徳教育、学習指導要領、教科書検定、青少年健全育成等の施策を否定するものであってはなりません。ところが、これまでの論議は、それらを否定し、子供の権利を歪曲・拡大解釈して教育現場を混乱させてきた運動団体やそのブレンたちがリードしてきました。令和3年9月に発足した「有識者会議」の座長や構成員はおおむね重厚な人事ですが、日教組や「過激な性教育」運動団体などの独善的な主張が持ち込まれる危険性をはらんでいます。

こうしたことをお伝えするために、Q&A形式でわかりやすくまとめたのが本冊子です。本冊子により、「こども庁」創設が、子供をめぐる問題を真に解決する方向に向かう契機となることを願ってやみません。

令和3年11月

高橋史朗

Q1

「子ども庁」は何を目的としてつくられるのですか？

—経緯と目的—

question

「子どもたちが自ら意志決定できる社会」を目指しています。

answer

「子ども庁」創設の中心となっているのは、自民党の山田太郎・自見英子両参議院議員です。二人は共同事務所を設置し、「Children Firstの子ども行政のあり方勉強会」（以下「勉強会」）を令和3年2月9日から9月22日まで23回開催して論議を積み重ね、この間3月19日に第一次提言、5月28日に第二次提言をまとめました。

第一次提言では、国連の児童の権利条約の理念を踏まえて、子供が自分の意思で楽しく生きられる環境を整えるために、「子ども最優先」の施策を実現するとしています。

その後、一般・地方議員・地方公務員のアンケート調査を踏まえて、第一次提言を4月1日、官

邸を訪ねて菅首相（当時）に申し入れました。

さらに有識者ヒアリングなどを積み重ねて、目指すべき社会像を「子どもたちが自ら意思決定できる社会」とし、「専任大臣設置」「強い調整機能権限」「子ども関連予算の一元的策定」「子どもの権利を基盤とし、子どもの権利条約を包括的に取り扱う」「エビデンスに基づく政策立案と実践の展開」を基本的考え方とする第二次提言を公表しました。

それに応じて菅首相は自民党内に『子ども・若者』輝く未来創造本部（本部長・二階幹事長）の設置を指示し、野田聖子議員が実働組織となる同「実現会議」の座長に就任しました。そして、6月3日に「こどもまんなか」改革の実現に向けた緊急決議を発表しました。

当初は「子ども庁」という名称ではなく、「子ども家庭庁」（民主党案は「子ども家庭省」でしたが、「勉強会」に講師として招いた被虐待経験のある女性から、虐待を受けた子供たちは「家庭」という言葉に傷つくと指摘され、これを踏まえて「家庭」が削除されたのだそうです（山田議員のホームページより）。この事実が「子ども庁」論議の危うさ、軽率さを象徴しているように思われます。

子供を取り巻く危機的な状況に、年間60万件に及ぶいじめ問題や、深刻化する子供虐待、子供の貧困や親や祖父母などの介護や世話をしている「ヤングケアラー」の増加などがあります。これら子供の危機的状況は、すべて家庭の問題と密接不可分の関係にあります。それゆえに本来の名称は、家庭を視野に入れた「こども家庭庁」であるべきなのです。

question

Q2

「子ども庁」構想のきっかけは何ですか？

国連から出された対日勧告が出発点ですが、
 中身は日本の左翼陣営による自作自演の勧告といえます。

answer

Q1の山田・自見両議員の「勉強会」資料によれば、2019年に国連子どもの権利委員会から出された対日勧告の対応策として、「子ども基本法」の制定、「子ども庁」の設置、「子どもコミッショナー」の実現の3点が構想されたと記されています。

「子ども基本法」の制定は、「子供の権利に関する包括的な法律を採択し、かつ国内法を子供の権利条約の原則及び規定と完全に調和させるための措置をとること」という勧告に対処するものです。「子ども庁」は「分野横断的に、国、地域及び地方レベルで行われている本条約の実施に関連するすべての活動を調整するための、十分な権限を有する適切な調整機関の設置」という勧告を踏まえ

て導き出されたものです。

「子どもコミッショナー」とは、子供の人権をめぐる監視組織といえるものです。国連の委員会は、「子供による苦情を子供に優しいやり方で受理し、調査し、かつこれに対応することのできる、子供の権利を監視するための具体的機構を含んだ、人権を監視するための独立した機構を迅速に設置すること」と勧告しました。

日本政府は国連子どもの権利委員会から1988年、2004年、2010年、2019年の計4回にわたって勧告されています。しかしこれはあくまでも、“recommendation”つまり「お勧め」とか「推奨」にすぎないものです。

問題は、これらの国連「勧告」が、日本の左派NGOや反権力団体、それらの関係者によって国連に持ち込まれ、都合のいいように利用されていることです。自分たちの主張を国連に持ち込み、その主張に沿った勧告を国連が日本政府に出す。すると、日本国内には「国連も問題視しているのだ」という状況が生まれます。言ってみれば、自作自演に近いものなのです。これまで日本から国連に持ち込んで問題化したものには、「従軍慰安婦」「性奴隷」「強制連行」「ヘイトスピーチ」「体罰禁止」「性的指向及び性別認識差別」「アイヌ問題」や「沖縄県民は先住民族である」などがあります。これらの問題は、ことごとく国連勧告が利用されて、お墨付きを与える役割となっています。メディアがこうした虚構じみたカラクリを明らかにしないため、事情を知らない国民が大半です。

question

Q3

国連の「対日審査」を働きかけたのは
具体的にどういう人々ですか？

日教組系や自治労、その他の活動団体
子供の権利を主張するNGOなどです。

answer

第1回と第2回の対日審査は、日教組本部と同じ住所に事務局を置く「子どもの人権連」と「反差別国際運動日本委員会」の2団体が国連の同委員会に提出したレポートに基づいて審査が行われました。その中心的役割を担った平野裕二氏は、経緯を振り返って「活動や知見が（国連の）委員会によって高く評価され、そこに掲げられた勧告を考慮するように政府に促した委員もいた」と証言しています。国連の委員会に日本の2団体がいかに大きな影響を与えてきたかがよくわかります。第3回審査からは、日教組、子どもの人権連、自治労、子どもの権利条約総合研究所、認定NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンなどの団

体と、荒牧重人氏・喜多明人氏・甲斐田万智子氏・平野裕二氏・吉田恒雄氏らの個人が中核となった「子どもの権利条約NGOレポート連絡会議」と日本弁護士連合会、「子どもの権利条約市民NGO報告書をつくる会」の3団体が提出したレポートに基づいて、4時間半に及ぶ「予備調査」（会期前作業部会）が、3団体の発表と国連の委員による質疑応答という形で進められました。

しかし、その内容はいっさい公開されていません。この密室で行われる「非公開の予備調査」の結果を踏まえて、国連子ども権利委員会によって事前質問票（論点一覧）が作成され、日本政府に送付されます。これらの論点を踏まえた日本政府の回答に対する詳細な達成度評価を含む「追加情報」が、前述した日本の団体から国連の委員会に提出後、委員会で「本審査」が行われる仕組みになっています。

この事前質問票の論点一覧には、
条約のあらゆる分野を網羅した「子どもの権利基本法」の制定
条約実施に関する総合的・包摂的調整機関
市民社会との協力の組織化

婚外子差別および民族的マイノリティの子どもに対する差別への対応
子どもの意見の尊重の原則を反映した法令
などの政策がずらりと並びました。

Q4

国連勧告はどのような内容なのでしょうか？

非婚の親の子供や民族的マイノリティ、トランスジェンダーなどへの差別の禁止、安全な中絶と中絶後のケアなどの主張を網羅。

第2回の対日勧告において、その基調となったのは、子供の権利の実現や政策立案は基本的人権にうたわれた原則を重視しながら進めるとする「権利基盤アプローチ」という日本の左派団体が提唱した主張でしたが、日本政府は一顧だにしませんでした。

そこで2010年の第3回審査における日本の国連NGO団体のレポートでは、「子どもの権利基本法」(仮称)の制定、実効性のある実施・調整・監視機関の設置など、制度的基盤の整備に重点が置かれることになったのです。これが今日の「こども庁」「子どもの権利基本法」構想の出発点といえます。この構想がどのような歴史的経緯・背景の下に生まれたのかについて正確に認識する必要があります。

2019年の第4回・第5回国連子どもの権利委員会対日勧告(総括所見)には「緊急の措置が取られるべき分野」が明記され、「差別の禁止」として、次のような勧告が行われています。

- (a) 包括的な反差別法を制定すること。
- (b) 非婚の両親から生まれた子どもの地位に関連する規定を含め、理由の如何を問わず子どもを差別しているすべての規定を廃止すること。
- (c) 特に民族的マイノリティ(アイヌ民族を含む)、被差別部落出身者の子ども、日本人以外の出自の子ども(コリアンなど)、移住労働者の子ども、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー及びインターセックスである子ども、婚外子ならびに障害のある子どもに対して現実に行われている差別を減少させかつ防止するための措置(意識啓発プログラム、キャンペーン及び人権教育を含む)を強化すること。

さらに、「リップロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)及び精神保健」に関する「緊急措置勧告」として、「あらゆる状況における中絶の非犯罪化を検討するとともに、思春期の女子を対象とする、安全な中絶及び中絶後のケアのためのサービスへのアクセスを高めること」を勧告。日本のNGO団体が国連に働きかけてきた内容が見事に勧告に反映されていることがわかります。

Q5

NGO団体は日本の何が問題だと国連に訴えたのですか？

新教育基本法の「日本を愛する態度」や道徳教育などは
マイノリティの子供への配慮や子供の権利を阻害するものと訴えました。

NGO団体が国連子ども権利委員会に提出したレポート（提言を含む）には、以下のような内容が含まれています。以下はレポートの抜粋です。

「保護」に偏重した国内法の改正

国内法は「保護」偏重の内容であり、権利基盤アプローチへの配慮を欠いている。

〈提言〉子供の権利保障を総合的に推進する基盤となる「子どもの権利基本法」（仮称）を制定すべきである。

教育現場を無視した「教育改革」プロセス

教育が愛国心の育成といった特定の政策目的に奉仕する手段として位置づけられている。

〈提言〉子供の権利を基盤とした教育改革へと方針転換を図るべきである。

条約の趣旨や規定に逆行する教育基本法「改正」

「改正」教育基本法は、「新しい日本人の育成」を強調し、「日本を愛する態度」を求め、民族・

言語・国籍の面でいわゆる「日本人」とは異なるマイノリティの子供が存在する事実を無視している。

〈提言〉権利条約や国連委員会の一般的意見を踏まえ、権理基盤アプローチに基づき、現行の教育基本法を全面的に見直し、改正すべきである。その際、保護者、教職員、NPOなどの実効的な参加を保障すべきである。

人権教育・子どもの権利教育は後退している

国家のつくる規範を一方的に押し付け、「道徳教育」が強化されてきている。国による教育内容への過剰な介入が子供の思想・良心の自由（権利条約第14条）を侵害する可能性が危惧されている。子供の権利についての教育は公的にはほとんど推進されていない。

〈提言〉学校教育において道徳教育を強化する政策を改め、子供の権利及び子供の権利条約に関するものを含む人権教育を充実させるべきである。そのため、関連の諸施策・諸機関（NGOを含む）との連携などを促進することが求められる。

Q6

国内の問題を国連に訴えるやり方は、
これまでも行われてきたのでしょうか？

question

子供の権利とは関係がない独善的とも言えるレポートや提言が
何度も国連の委員会に提出されてきました。

answer

国連に訴えてきた勢力は、例えば、学校運営への参加が十分ではないという理由で、「独立した不服申し立て制度を整備するとともに、教職員による管理職の勤務評定制度も導入すべきである」という提言を出しています。

また、教科書検定制度的についても、「従軍慰安婦」や「南京大虐殺」を否定し、日本の植民地支配や侵略を正当化しようとする歴史教科書が文部科学省の検定で合格していることを問題視して、教科書検定制度の抜本的見直しを提言しています。

教職員による管理職の勤務評定制度の導入や教科書検定制度の抜本的見直しと子供の権利とは、

一体どのように関係しているのでしょうか？ 子供の権利を振りかざしながら、「教師の教育権」の確立を目指している日教組の本音が垣間見えます。

NGO団体が「子ども省」「子ども庁」「子どもの権利基本法」を構想した基本認識は以下の3点にあることが、国連に提出したレポートによって明らかになっています。

- (1) 教育基本法の全面改定で法体系が「権利保障」から「統制」へと大きく変えられた。
- (2) 改正教育基本法は子供の権利条約に「逆行」し、道徳教育は権利条約第14条の思想・良心の自由を侵害する。
- (3) 子供の「保護」に偏重している「青少年健全育成」施策は、権利条約のフォローアップをしていない。

要するに、安倍政権下での「教育再生」政策を真っ向から否定して、自分たちの利害や思惑にかなった政策に転換するために構想したのが、「こども庁」と「子ども基本法」です。このことを明確に認識する必要があるでしょう。

左派的団体が構想し、自民党が推進する。この「同床異夢」の正体に気づいている人はほとんどいないのが現状です。

Q7

「子供」表記のどこが差別なのでしょうか？

日教組などは、子供の「供」は「大人のお供」といった従属的で隷属的な差別用語であると主張しています。

日教組などの団体は「子どもの権利条約」（平成元年に国連総会で採択）と表記し、あえて「子供」ではなく「子ども」を使います。その背景には、「子供」の「供」は、「大人のお供」「家来供」などの従属的、隷属的な差別用語だとする誤解があります。

平成25年に文部科学省は「子供」に否定的な意味はないとして、公用文中の表記を「子供」に統一しました。東京都と広島県の教育委員会も同様です。

そもそも「子ども」表記を普及したのは、戦後最初の「岩波講座」である『岩波講座』第七巻『日本の子ども』（昭和27年）で、同年5月に設立された「日本の子どもを守る会」の副会長・羽仁説子

氏（翌年、二代目会長に就任）は、次のように証言しています。

《会の名前を付けるとき、私が子供の供という字はいけないと主張して「供」を「ども」にしました。人権を認める時代に「供」はいけない、と考えたことを思い出します。（日本子どもを守る会事務局長の）金田さんは、（家永）教科書裁判の杉本判决で「子ども」になっていたと喜んでいます》

行政機関での漢字表記は、国語審議会の答申を受けた『常用漢字表』（平成22年内閣告示第2号）に基づいて、公用文では「子供」と記されています。

教育現場ではどうかというと、学習指導要領では小学六年生からは「子供」表記になっていますが、教科書によっては「子ども」表記もみられます。学習指導要領では小学六年生からは「子供」と「漸次書き」、中学三年生では、「文や文章の中で使い慣れる」ことが求められています。しかし、これに従わない教師や教科書会社が多数存在することが問題なのです。

平成25年3月の自民党の会議で、後に菅政権で首相補佐官を務めた木原稔氏が、「子供に対して『漢字で書きなさい』と言いながら、大人が『子ども』と混ぜ書きにしている。さらに公用文でも混ぜ書きが横行しているのは違和感を覚える」と問題提起しました。広辞苑にも「子供」と書かれています。

Q8

そもそも児童の権利条約の趣旨と内容はどのようなものなのでしょうか？

発展途上国の子供たちを対象に健やかに育つ権利を保障するものですが、そこに「保護」「参加」が加わり、これを利用して人々がいます。

児童の権利条約が制定された目的は、「極めて困難な状況の下で生活している児童」のために、「特別の配慮が必要であることを認め」「特に発展途上国における児童の生活状況を改善するための国際協力の重要性を認めて」この条約が制定されたと、前文に明記されています。

同条約は、主に発展途上国の状況に注意を払いながら、保護や愛情を満足に受けて育つことさえ難しい環境にある子供たちに対して、健やかに育つ権利などの基本的権利を保障することを主な目的として制定されたものです。

もちろん、先進国においても、違法な権利侵害などにより、「極めて困難な状況の下で生活している児童」は少なからず存在しているので、同条約は先進国にとっても意義深い条約であることは言うまでもありません。

しかし、発展途上国の子供にとっての主な問題が、医療や衛生などであるのに対して、先進国の子供にとっての主な問題は、虐待・麻薬・性的搾取など、各国ですでに違法とされているものであるという差異があります。

同条約の権利内容は大別すると、生存、発達、保護、参加の諸権利に分類できます。同条約では「保護を受ける権利」という言い方で、保護を受けることも権利の一部であるという捉え方をしており、「家族のいない児童の保護」「難民である児童の保護」「性的な搾取や虐待からの保護」「経済的な搾取からの保護」など、児童の「保護」に関する規定が数多く盛り込まれています。

また、同条約の前文には、「児童は、身体的及び精神的に未熟であるから、適当な法律上の保護を含む特別の保護及びケアが必要である」という基本的趣旨が明記されています。したがって、児童が同条約に規定されている権利の主体であることは当然であるものの、あくまでも児童は十分な保護を受けるべき対象であることを前提に、権利保障をするというのが趣旨です。

ですから、「子どもの権利条約」推進派が主張するように、「保護の対象」と「権利行使の主体」という子供観を二者択一的に捉え、従来の子供観をコペルニクス的に転換するという趣旨ではないのです。

Q9

児童の権利条約は、どのように歪曲され拡大解釈される傾向にありますか？

question

国旗や国歌を拒否する権利、セックスする権利、学校に行かない権利などを主張しています。

answer

教職員の全国組織「日本教育文化研究所」は、児童の権利条約が教育現場で取り上げられる際に、本来の目的とする児童を取り巻く悪環境の打破よりも、学校の管理や教師の教育権に関することが問題にされ、学習指導要領の法的拘束力の排除や国旗国歌反対といった特定の運動に利用されるといふ動きがある、と指摘しています。

日教組が定期大会で採択した児童の権利条約の批准を求める決議文には、「教育課程の編成権など教職員固有の教育権限を取り戻す運動」という点が強調されています。福岡県高等学校新教職員組合は「子供はダシにされているだけで、自分たちの偏向教育が自由にできる権利を求めているだけだ」と厳しく批判しました。

こうした権利条約の歪曲拡大解釈を全国に広げ、精力的に推進してきたのが日教組や子どもの人権連、子どもの権利条約ネットワークなどのNGO団体で、それをリードしてきたのがQ3でも取り上げた荒牧重人氏（早稲田大学教授）、平野裕二氏（山梨学院大学教授）、喜多明人氏（子どもの人権連）らです。彼らは児童の権利条約の趣旨と内容を著しく歪曲し、

「日の丸・君が代・元号を拒否する権利」「自由な恋愛を楽しむ権利」

「セックスするかしないかを自分で決める権利」「学校に行かない権利」

「つまらない授業を拒否する権利」「署名を集め、回答を拒否する権利」

「職員会議を傍聴する権利」「自分の服装・髪型は自分で決める権利」

といった際限のない権利群が子供に保障されるべきだと主張しました。

特に日教組が最も重視するのが、権利条約第14条の「思想・良心の自由」と日の丸・君が代の問題で、「国旗国歌に反対する子供には、日の丸を掲げ、君が代を歌う学校行事を欠席する権利がある」「子供が大人と同じ権利を行使する能力を持つと考える権利条約によって、学校教育そのものが根本的にひっくり返る。子供たちがやるな、といえやらなくてもよい。学習指導要領の法的拘束力もなくなる」とまで言っています。

しかし、波多野里望学習院大学教授は「児童の権利条約は決して、国内法の体系のバランスを崩してまで、子供の権利を突出させることを締約国に要求するものではない」と釘を刺しています（引用・参考文献◆書籍(6)参照）。

Q10

児童の権利条約に慎重な国々の主張はどのようなものでしょうか？

question

親の権威や家族の統合を破壊する危険、
子供と大人が同等の権利を有することへの懸念などがあります。

answer

1948年、国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。これは、国際的にすべての人と国が尊重しなければならない人権の共通の基準を示したものとされています。その趣旨の実現を図るために、1966年に「国際人権規約」が採択されました。

一方、1959年に採択された「児童の権利に関する宣言」の趣旨を各国で実現するための国際条約化の草案がつくられました。これに対して、各国政府から多くのコメントや修正案が提出され、強い抵抗が示されたため、新たに児童の権利条約が制定されるに至ったのです。

この事実が示しているように児童の権利に対する考え方は国によって異なるものです。しかし、同条約は、悲惨な戦争に対する反省をふまえ、飢え、貧困、搾取など、国を超えて権利が無視されている状況から児童を救おうというグローバルな観点でつくられたものであり、条約の趣旨や精神は十分に尊重されるべき歴史的意義があるといえます。

しかし、児童の権利条約に対してJ・ヘルムス米上院外交委員長は、「同条約は自然法上の家族の権利を侵害する」として、批准に反対し、同条約は子供の自律権（オートノミー）を全面的に認めず、親の権威や家族の統合を破壊するという理由で、アメリカはいまだに締約国ではありません。また、西ドイツ政府（当時）は、「批准議定書」に「子供を成人と同等の地位に置こうというものではない」と明記し、子供の権利の概念を「保護を受ける法的地位」に限定した「解釈宣言」と細かな「覚書」を付して、子供の「自律による保護の解体」に歯止めをかけようとした。

この点に関連して、未成年者保護法の権威である森田明東洋大学名誉教授は、同条約の批准によって「保護の理念、家族の理念が腐敗する危険が出てきた。権利が栄えて人間関係が衰弱するという危険がある」「法と権利は、人間関係を強制力によって破壊することはできる。しかし、法は人間関係を形成することはできない」などと警鐘を鳴らしています（引用・参考文献◆書籍(5)参照）。

国際的法律文書は、家族が教育において演じる役割の重要性を強調しています。世界人権宣言は「家庭は、社会の自然且つ基礎的な集団単位」と定め、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約も、「保護及び援助が、家族の形成のために与えられるべき」と述べています。

Q11

「子ども基本法」制定をめぐる論議の問題点は何ですか？

偏った意見を持った人々の意見に左右されているくらいがあります。

子ども基本法（仮称）という国内法制定の動きが、日本財団を中心に進められています。

日本財団は、令和元年に子ども基本法制定に向けた研究会を立ち上げ、同年10月に第1回研究会を開催し、前述した荒牧重人氏・平野裕二氏と一場順子氏からヒアリングを行っています。

同研究会のアドバイザーには国連子どもの権利委員会の大谷美紀子氏、委員には、日本弁護士連合会の一場順子氏、「子どもの権利条約NGOレポート連絡会議」の甲斐田万智子氏、「連絡会議」の参加団体である「セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン」国内事業部長の川上園子氏、同「連絡会議」事務局で「子どもの権利条約総合研究所」の木ノ内博道氏などが就任しており、国連子どもの

権利委員会と癒着した日弁連や運動団体である「連絡会議」との関係が強すぎることに懸念されます。

もちろん、こうした専門家やNGO団体からもヒアリングを行うことは必要不可欠ですが、違った立場の専門家からもヒアリングを行い、子供の権利に対する深い洞察とバランスのとれた成熟した論議を深める必要があります。とりわけ、日教組の権利条約の恣意的な歪曲解釈によって教育現場が大混乱に陥った点を反省し総括せずに、混乱させた側のヒアリングに偏っていることは大きな問題なのです。

同研究会の「子ども基本法WEBサイト」の関連リンクは、「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」「子どもの権利条約総合研究所」「ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト」に偏っており、参考文献として次の3冊しか示されていないのは、あまりにも視野が狭く、お粗末で見識を疑わざるを得ません。

- (1) 喜多明人・吉田恒雄・荒牧重人他『子どもオンブズパーソン…子どものSOSを受け止めて』（2001）日本評論社
- (2) 子どもの権利条約総合研究所『子どもの権利研究第17号』（2010）日本評論社
- (3) 日本教育方法学会子どもの権利条約研究特別委員会『提言 子どもの権利…基本法と条例』（1998）三省堂

Q12

本当に守るべき「子供の人權」とは何でしょうか？

権利は道徳的な裏付けがあって初めて成り立つ。
この視点を失ってはなりません。

福沢諭吉は『学問のすゝめ』で、Rightを「権利」と訳すと、「必ず未来に禍根を残す」と警告し、Rightを「権利通義」すなわち「権義」とし、「権理」と訳しました。

通義とは「義に通ずる」で、道理と言いうことができます。Rightには道徳的に正しいという意味が込められており、「道理」に基づいて行動することを「正義」イコール「通義」と捉えたのです。つまり、Rightは道徳的裏付けがあって成り立つものだとこの視点を見失ってはならないのですが、子供の人權を主張する人々の多くは道徳教育に真っ向から反対しています。

「世界人權宣言」作成の際にユネスコから意見を求められた米ワシントン大学のライエン政治学部長は、人權は「人間の尊厳を支える基石であり、自己管理 (self-management)、自由をもたらす本

質である」と指摘しました。自己を統御できる独立心に裏付けられてはじめて「真の自由」を得るという「自由独立」を説いた福沢の考えと共通するものがあります。

また、スイスの心理学者・ピアジェは、「教育を受ける人權を肯定することは、子供の精神的機能の全面的発達と道徳的価値の獲得を保証してやることである」と指摘しています。ピアジェによれば、子供の発達段階は、他律的段階から中間的段階、自律的段階へと進み、その発達段階に適合する仕方で教育的配慮を加え、適当な指示及び指導を与えることが大切であると説いています。

ドイツの哲学者のカントは『実践理性批判』において、「道徳は自律と自由の上に成立する」と説き、福沢諭吉は『学問のすゝめ』において「自由独立」を力説しました。人間は激しい自分との闘いを通してはじめて自由になるといえます。

自由は重い責任を伴うものであり、選択の自由の増大する社会に生きる子供たちには、この自由の重み、責任の増大に耐えうる能力を身につけることが求められています。子供たちは道徳的自由という真の自由に向かって鍛えられなければならないのです。

この「自由と権利」の関係について、日本教育文化研究所の『Q&A児童の条約』は次のように指摘しています。《自由には市民的自由と精神的・道徳的自由の二つの意味があります。人間が自己の欲望を抑えることができる理性に立って行動する時のみに自由は権利として認められるというのが本来の「自由権」の考えなのです》

Q13

子どもの権利条約を推進している人々はどのような活動をしていますか？

question

最近では各団体が連携してキャンペーンを繰り広げ、議員を巻き込んだ活動を行っています。

answer

国内で「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」という活動で、令和3年10月1日現在、14の実行委員団体と167の賛同団体・企業が名を連ねています。その中心的役割を担っているのは、子どもの権利条約ネットワーク（喜多明人代表）と子どもの権利条約総合研究所（荒牧重人代表）で、共同代表にはこの二人と「子ども基本法」研究会の中心メンバーである甲斐田万智子氏が務め、アドバイザーには、平野裕二氏・尾木直樹氏・汐見稔幸氏が就任しています。

特に注目されるのは、日本ユニセフ協会が後援団体になっていることです。同キャンペーンは令和3年4月、6月、12月に衆議院議員会館内で集会を開催している点です。どちらの集会もユニセフ議員連盟（野田聖子会長）、児童の養護と未来を考える議員連盟（塩崎恭久会長）、子どもの貧困対

策推進議員連盟（牧原秀樹会長）、超党派ママパパ議員連盟（野田聖子会長）が後援し、その狙いは、「子どもに関する新たな省庁創設の議論に関する共同声明」に次のように明記されています。

(1) 子どもの権利条約等に掲げられた子どもの権利の実現を総合的・包括的に推進するための機関であることを明確にすること。

(2) 親・保護者のエンパワーメントの視点を基調とすること。

(3) (1)のような総合的・包括的調整を行うための十分な地位、権限及び予算を保障するとともに、「子どもの権利影響評価」のような手続きを導入すること。

(4) 国連・子どもの権利委員会への報告、勧告のフォローアップ等を任務の一つに位置付けること。

(5) 子どもの意見表明と参加を積極的・制度的に推進していくこと。

院内集会では、国連子どもの権利委員会の大谷美紀子委員が、国連が勧告した子ども基本法・子ども庁・子どもコミッションの三課題をセットで実現しようとコメントしていることです。運動団体と国会議員と国連子どもの権利委員会が一体となって、NGO団体が構想し提唱したこの三大課題を国連勧告に反映させ、国連勧告を振りかざして、自民党議員（プラス超党派議員）が推進するという構図になっています。気になるのは、「学校から影響を受けない立場の人権専門家を配置する」など、左派の運動にとって都合のいい「子どもの提言」が子供の権利を守る仕組みとして提案されていることです。

Q14

小学生に避妊の方法を教えるって、本当ですか？

— 包括的性教育の問題点 —

question

首相官邸で行われた有識者会議で議論に上りました。

answer

令和3年9月16日に首相官邸で第1回「こども政策の推進に係る有識者会議」が開催され、ここで発表された櫻井彩乃臨時構成員の資料で必要性が強調されたのが「包括的性教育」です。包括的性教育とは、人権や性の多様性、ジェンダー平等に基づいた性教育であり、同資料では、その効果として、「コンドームの使用の増加」「避妊具の使用の増加」などを挙げています。

「幼児期からのジェンダー平等教育の実施」、年齢別学習目標として、5～8歳時に「赤ちゃんがどこから来るのか説明」、9～12歳時に「妊娠・避妊の説明、避妊方法の確認」を行うとしています。性教育については、子供の発達段階に十分配慮する必要があります。

見過ごすことができないのは、安倍元首相を中心としたプロジェクトチームを自民党内につくって全国実態調査を実施し、「過激な性教育」グループが推進してきた「間違いだらけの急進的性教育」の問題点を明らかにして批判してきたことが十分に踏まえていないことです。

「包括的性教育」のイデオロギー的背景を吟味しないで、同グループが推進する「包括的性教育」に賛成する中高生の声を配布資料に掲載するのはいかがなものでしょうか。

さらに、「幅広い範囲を扱える性教育者の育成、専門家による教師の研修、保護者への性教育啓発」などを提案し、「過激な性教育」団体を核とする講師陣グループの官製研修の拡大を目論んでいます。

この「過激な性教育」団体の代表幹事2名と幹事2名らが翻訳したユネスコ編『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』（明石書店）は、「包括的性教育」について詳述しており、その中には傾聴に値する科学的知見も含まれていますが、その代表者である浅井春夫著『包括的性教育』（大月書店）は、次のように明記しています。

《政府・文科省が強引に進める道德教育の目的と内容に真っ向から対抗するのが性教育である。道德教育と性教育とは相容れない目的と内容がある》

第15回「勉強会」でも道德教育を否定する「包括的性教育」論が展開されており、道德教育を全面否定する性教育は人間教育の観点からも「包括的」の名に値しません。

Q15

包括的性教育による影響はどんなことが考えられますか？

欧米では同性愛者の急増が報告されています。

ドイツの社会学者ガブリエラ・クビーは、その著『グローバル性革命——自由という名における自由の破壊』で、「包括的性教育」は、政界と学術界において堅固に据えられ、人々の背後において作用し、ジェンダー主流化（あらゆる事象にジェンダーの視点を取り入れる思潮）のイデオロギーが、「新たな衣を着て、歪曲された自由、寛容、正義、平等、差別禁止、多様性という名の殻をかぶって再登場している」として、次のように警告しています。《これは世界的な現象であり、国際機関（国連）で行われている影響力のあるロビー活動によって主導されている。このようなグローバル性革命（新マルクス主義）の核心は、「性規範の解体」である。それは社会構造を解体し、社会的な混乱を引き起こす》。つまり、包括的性教育は男女の性別というジェンダーの階層秩序を破壊し、性規範

の規制を撤廃することによって、規範としての異性愛の消滅を目指す「文化マルクス主義」「マルクス主義フェミニズム」などの過激なイデオロギーに立脚しているというのです。

欧米において性の多様性を学校教育で推し進めている「包括的性教育」の背後には、ジェンダーフリー思想が潜んでおり、それを「ジェンダー主流化」政策が後押ししています。

欧米では、同性婚合法化、同性愛容認の風潮が生まれ、フリーセックス、性的自己決定権、性の多様性というジェンダーイデオロギーが同性愛を助長させています。新マルクス主義思想に影響された学者たちは、同性愛を正常な性愛として擁護すべきだと主張し、それに基づいた差別禁止法等によって、学校や社会で同性愛を正常な性愛と教えることで、次世代における同性愛者の数が急増しています。とりわけ包括的性教育を行ったイギリスでは、2010年に制定された差別禁止法に沿って新しい性教育指針書が作られ、同性愛、同性婚とトランスジェンダーが正常であること、個人の主観的な認識に基づいて性別を選択して決定できる「性的自己決定権」やさまざまな性があることを必ず教育するように義務付けたところ、精神的・肉体的混乱が生じたことが判明しました。

2009年には性転換手術を受けた18歳以下の児童・青少年は77人でしたが、2019年には2590人に急増したのです。同性愛を誘発させる要因に関する科学的研究も進んでおり、楊尚眞著『同性愛と同性婚の真相——医学・社会科学的な根拠』と吉源平他著、楊尚眞訳『同性愛は生まれつきか？——同性愛の誘発要因に関する科学的探究』が必読書といえます。

Q16

子供の問題を解決する緊急課題は何ですか？

少子化、子供の虐待・貧困問題等の危機的状況への
緊急対応こそが求められています。

子供の虐待の相談件数は、この10年間で4倍近くに跳ね上がっています。虐待の原因となっている親の育児不安や家庭の経済問題を取り除き、虐待の「負の連鎖」から「ほめ育ての連鎖」へと転換していく必要があります。

子供の貧困問題も深刻で、子供食堂・子供宅食など、食材や食事の配布に関する支援を強化するとともに、学習支援・援助の強化も求められています。高校、大学等の就学支援も強化する必要があります。非正規雇用から正規雇用を促進し、家庭の貧困、経済格差を解消する大胆な所得の再分配や教育費の負担軽減についても論議を深める必要があるでしょう。

とりわけ少子化は危機的な状況で、百年後には日本の人口が約4千万人に減少すると予測されて

います。少子化は社会保障の信頼を損ね、経済の重しとなる国民共通の困難です。政府目標の希望出生率1・8の実現によって、国民に将来への希望を示す必要があります。

衛藤晟一元少子化担当大臣によれば、少子化の原因は未婚化・晩婚化と有配偶出生率の低下にあります。その背景には出会いの機会の減少があり、結婚しない最大の理由は「適当な相手に巡り合わない」が男女とも1位を占めています。また、男女ともに結婚に踏み切れない最大の要因は「結婚資金の不足」が4割を超えています。その背景には、正規雇用者が59%に対して、非正規雇用者が22%という若年雇用の不安定さが要因として影響しています。

第二の背景は、晩婚化による出産年齢の上昇です。令和元年の平均初婚年齢は、男性が31・2歳、女性が29・6歳で、1980年と比較すると、男性が3・4歳、女性が4・4歳高くなっています。また、理想の子供数を持たない理由を尋ねた調査に対して、74%は「欲しいけれどもできないから」と答えています。

第三の背景は、仕事と子育ての両立の困難さにあります。約5割の女性が出産・育児により退職し、そのうちの3割の理由は「両立の困難さ」であるとしています。そして、育児休暇を取らなかった理由の約2割は、「収入を減らしたくなかったから」であることが明らかになっています。

第四の背景は、核家族化に伴う子育て負担の増大で、少子化対策に取り組んでいる先進国に比べ、家事・育児時間が長いことがわかっています。こうした問題への緊急対応が求められています。

Q17

子供の意思を尊重しすぎると、
どんな子供に育つのでしょうか？

question

子供には本気で「叱られる権利」があり、
子供の健全な成長のために叱ることをためらってはなりません。

answer

ヨーロッパには「地獄への道は善意で敷き詰められている (The road to hell is paved with good intentions)」という格言があり、これを引用して日本政府は、「次代を担う青少年について考える有識者会議」報告書(平成10年)で、次のように指摘しています。

《子供たちの間違いを「教育的配慮」という優しさから、あいまいに処理することにより、問題を放置し、取り返しのつかないレベルまで増幅させていることはないだろうか。

“まあまあ”で済ませてしまうのは、その時は楽である。子供のことを思い、“悪いことは悪い”と
いうことをはっきりさせ、真剣に「叱り」、厳しく「罰し」、子供に「課題を突き付ける」態度が、大

人に、さらに社会に求められる。また、子供にも、悪いことは悪いことと自覚させるため、法律によって厳しく処分することも視野に入れる必要があるだろう》

神戸のスラムに身を投じて貧しい人々の救済に専念した牧師で社会運動家の賀川豊彦氏は、「叱る」と「怒る」を明確に区別し、感情を制しきれずに爆発するのが「怒る」で、その先に親の身勝手な暴力(虐待)があると強く非難し、子供のためを思い、これを愛して立派にするために、自分は少しも怒っていないが、その悪を正し、不義を正すのが「叱る」ことで、保護者にも「叱る権利」があると主張しました。

子供の権利を重視した賀川氏は、子供には本気で「叱られる権利」があると強調しました。賀川氏を創立者とし、「生徒の自主性」を重んじる校風で知られる平和学園・アセレイア湘南高校の校長だった武部公也氏は、次のように述べています。

《私は賀川先生が主張された子どもの権利の中で、「叱られる権利」に注目している。叱られる権利を「教育や躾を受ける権利」と読み替えたらどうでしょう。現代は「叱らない」時代だと言われています。しかし、学校や家庭で、親や教師がいかにも本気で子どもたちと向き合うかが大切なのです。なぜなら、子どもたちは本気で叱ってもらおう権利を有しているから……》

ヨーロッパの格言と共通した教育的配慮や「健全育成」の視点に留意する必要がある、これまでの「こども庁」論議にはこうした観点が欠落していることが問題なのです。

Q18

自民党の「こども庁」論議に欠落した視点は何ですか？

かつての自民党の議論に立ち返り、
家庭基盤の充実に視点を置くべきです。

自民党が昭和54年に出版した『研修叢書8 日本型福祉社会』には、「家庭教育の見直しと強化」と題して、「日本型福祉社会のよきと強みが将来も維持できるかどうかは、家庭の在り方、とりわけ『家庭長』である女性の意識や行動の変化に大いに依存している」と述べられ、結論として、日本型福祉社会を目指すための基本的目標として、「個人を包む最小のシステムである家庭の基盤の充実に実を図り、安全保障システムとしての家庭の機能を強化すること」を強調しています。

さらに翌年に出版された『家庭基盤の充実』には、「日本文化の特質」と「自助努力」を支援する先駆的な家庭基盤の充実施策の5原則として、自立性強化・多様性尊重・地域特性尊重・助け合いと連帯・総合性を挙げています。

また、日本文化の特質を、全体と個の調和を図り、個の独自性と多様性を尊重する「しなやかな」分散型構造として捉え、全体と個の調和を図る「包括的な途」と呼んでいます。そして、地球環境の破壊や家庭崩壊の危機を克服するためには、人間関係や自然と人間との調和を重視する日本の伝統的価値観を見直し、「風格のある家庭」や「美しき老年」などの「日本型福祉社会の創造」を目指す必要があるとしています。

同書が提示した「家庭基盤の充実のための提言」には、「親になるための知識や技術の習得」「心身障害の予防・早期発見」「育児経験の交流」「保育所の役割は『あくまで家庭の機能の一部を代替し補完するもの』である」「教育（充電）と文化（放電）は車の両輪」「各家庭は挨拶の仕方、返事の仕方など礼儀作法の型を教え、躰を確立していくことが大切」「弁当の日の増加」などの提言が含まれています。

さらに、「婦人のための家庭基盤の充実」策として、育児活動に対する社会的評価を高め、母親としてのプロ意識、専業主婦の自信と誇りの確立、「家庭基盤充実のための行政基盤の充実」策として、縦割り行政を見直し、各省庁の連絡調整を緊密にし、総合的展開を図り、内閣総理大臣を本部長とする「家庭基盤充実対策本部」を設置すると明記しています。

第一次安倍政権はこの「家庭基盤の充実」策を再評価しましたが、「こども庁」論議においても「家庭基盤の充実」が教育再生の原点であることをしっかり踏まえてほしいと思います。

Q19

子供の政策について有識者会議はどのような報告書をまとめたのでしょうか？

question

予防的な関わりを強化し、子供の視点と子育て当事者の視点に立ったエビデンスに基づく政策立案を基本理念としました。

answer

令和3年6月18日に「経済財政運営と改革の基本方針2021」が閣議決定されました。それを踏まえ、「子供を産み育てやすい環境整備の加速化」「子供の命や安全を守る施策の強化」「子供の視点に立ったさまざまな課題の適切な対応」を目指した「こども政策」の方向性について検討する「こども政策の推進に係る有識者会議」が、内閣官房長官の下に5回開催され、報告書（骨子案）が11月末に発表されました。会議は非公開ですが、議事録は原則として会議終了後、発言者名を付す形で速やかに公開され、配布された資料も同様に公開されています。座長・構成員は概ね重厚な人事と言えますが、配布資料には懸念される内容も含まれています。11月末に公開された報告書（骨

子案）によれば、今後の「こども政策の基本理念」は以下の通りです。

- (1) こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案
- (2) すべてのこどもの健やかな成長、「Well-beingの向上」
- (3) 誰ひとり取り残さず、抜け落ちることのない支援
- (4) こどもや家庭が抱えるさまざまな複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁・年度の壁・年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援
- (5) 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援への転換
- (6) データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）

基本理念に、こどもの視点のみならず、「子育て当事者の視点に立った政策立案」や「Well-beingの向上」「予防的な関わりの強化」「家庭に支援が届くような支援」への転換、「エビデンスに基づく政策立案」が盛り込まれたことは高く評価できます。

「今後取り組むべき政策の柱と具体的な施策」に、「家庭教育支援」「家庭支援のためのデータベースの構築」「家庭の支援に関わる人材の確保・育成」を明記したことも注目されます。9県6市で家庭教育支援条例が制定され、自民党は「家庭教育支援法」の制定を選挙公約に明記していますので、脳科学などの科学的知見・エビデンスに基づく家庭教育支援に取り組む必要があります。

Q20

今後どのような活動が必要なのでしょうか？

question

一人ひとりが一方的な情報に振り回されることなく、危険な動きをチェックしていく行動が求められます。

answer

Q13で紹介した「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」は、草の根の国民運動を全国的に展開しています。中でも、各地で活発化している「子どもの権利条約」の制定の動きには注意が必要です。

「子どもの権利条約」は川崎市を皮切りに全国各地で制定されていますが、「子ども庁」創設、「子ども基本法」制定の動きに乗じて、権利条約制定に拍車をかけようとしています。男女共同参画と同様に「基本計画」が策定されれば、各県各市町村に「子ども庁」「子ども基本法」をいかに具体的施策として展開するかについて審議する審議会や施策を実行する行政機関が整備されることになる

でしょう。

「子どもの権利条約」の制定やその他の関連施策を実行するにあたって、県民・市民の声やパブリックコメントが求められた際には、一人ひとりが積極的に関与していく必要があります。左派の草の根運動に比べて、保守派には無関心な人が多いため、左派の声が県民・市民の声を代表しているものと見なされて悪影響を与えることが懸念されます。

とりわけ左派の活動家の議員への働きかけが全国的に広がっており、櫻井よしこ氏は自民党の左傾化傾向を「危うい兆候」として、「極左の運動家が首相官邸や保守政治家に深く食い込んでいる」と警告し、次のように指摘されています。

《彼らは巧みに政界に働きかける。人権や平和を喧伝する公明党、リベラル陣営に支持を広げたいとする自民党の一部に接近し、家族のあり方を変えてしまいかねない制度や法改正に着実に取り組んでいる。接近されて善意で協力した政治家は少なくない》（『産経新聞』令和3年7月6日付）

「選択的夫婦別姓制度の導入」決議が東京都・埼玉県・千葉県などの地方議会で相次いで決議された背景にも、一方的な活動家の精力的なはたらきかけがあったことが明らかになっています。

偏った意見や情報に振り回されないようしっかりと情報を提供し、チェック役を果たす必要があります。

引用・参考文献

◆書籍

- (1) 高橋史朗『児童の権利条約』至文堂、平成4年
- (2) 同『教育再生の課題（上）』日本教育新聞社、平成5年
- (3) 同『間違いだらけの急進的性教育』黎明書房、平成6年
- (4) 同『これで子供は本当に育つのか―過激な性教育とジェンダー・フリーの実態』MOKU出版、平成19年
- (5) 森田明・石川稔『児童の権利条約―その内容・課題と対応』一粒社、平成7年
- (6) 波多野里望『逐条解説・児童の権利条約』有斐閣、同17年
- (7) 子どもの人権連・反差別国際運動日本委員会編『子どもの権利条約のこれから』エイデル研究所、平成11年
- (8) ユネスコ編『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』明石書店、令和2年
- (9) 浅井春夫『包括的性教育』大月書店、令和2年
- (10) 平野裕二他『生徒人権手帳』三一新書、平成2年
- (11) 子どもの権利条約NGOレポート連絡会議『子どもの権利条約から見た日本の子ども―国連・子どもの権利委員会第3回日本報告審査と総括所見』現代人文社、平成23年
- (12) 同『子どもの権利条約から見た日本の課題―国連・子どもの権利委員会による第4回・第5回日本報告審査と総括所見』アドバンテージサーバー、令和2年
- (13) 日本教育文化研究所編『Q&A 児童の権利条約―教育現場の不安に答える』平成3年
- (14) 吉源平他著、楊尚眞訳『同性愛は生まれつきか?』22世紀アート、令和2年
- (15) 楊尚眞『同性愛と同性婚の真相―医学・社会科学の根拠』22世紀アート、令和3年

◆論文・論考

- (1) 拙稿「児童の権利条約をいかにとらえるか」(『文藝春秋』平成3年11月号)
- (2) 同「児童の権利に関する条約についての一考察」(明星大学『教育学研究紀要』(8)、平成5年)
- (3) 同「国連の『対日勧告』と反日NGOの関係についての歴史的考察、特集1国連は反日運動にいかん利用されてきたか」(『歴史認識問題研究』第5号、令和元年)
- (4) 同「反日左派と『性革命』思想に操られる『子ども庁』構想・理論」(モラロジー道德教育財団「道德サロン」連載44、令和3年8月31日)
- (5) 同「『子ども庁』論議に欠落する『健全育成』の視点」(同連載45、同9月13日)
- (6) 同「『子ども庁』論議に欠落している『教育の論理』(国家基本問題研究所「今週の直言」同9月25日)
- (7) 同「『有識者会議』で強調された『包括的性教育』(『道德サロン』連載47、同10月1日)
- (8) 同「『子ども』表記と『児童の権利条約』について考える」(同連載48、同10月8日)
- (9) 同「注意要する『子ども庁』審議」(世界日報「ビューポイント」同7月13日)
- (10) 同「『子ども庁』『子ども基本法』の問題点」(同9月20日)
- (11) 同「『新たな全体主義』から子供を守れ」(同11月16日)
- (12) 同「『子ども庁』議論の問題点」(神政連レポート『意』215号特集「静かなる有事」特集、同10月1日)
- (13) 同「左翼政策『子ども庁』実現めざすのか」(『正論』同12月号)
- (14) 八木秀次「『ジェンダー主流化』唱える新しい全体主義」(同)

高橋史朗（たかはし しろう）

昭和25年生まれ。早稲田大学大学院修了後、スタンフォード大学フーバー研究所客員研究員、政府の臨時教育審議会専門委員、男女共同参画会議議員、自治省の青少年健全育成調査研究委員会座長、埼玉県教育委員長、埼玉県青少年健全育成審議会会長、松下政経塾講師・入塾審査員、神奈川県学校不適應（登校拒否）対策研究協議会専門部会長、明星大学教授、玉川大学大学院講師、麗澤大学大学院特任教授を経て、現在、モラロジー道德教育財団道德科学研究所教授、麗澤大学大学院客員教授、親学推進協会会長、日本仏教教育学会常任理事、日本家庭教育学会常任理事、日本感性教育学会理事、国家基本問題研究所理事、歴史認識問題研究会副会長。

著書に『脳科学から見た日本の伝統的子育て』『WGIPと歴史戦』『日本文化と感性教育』（モラロジー研究所）等多数。

知っておきたい「こども庁」問題 Q&A

発行日 令和3年12月1日

著者 高橋史朗

発行 歴史認識問題研究会

〒277-0065 千葉県柏市光ヶ丘2丁目1番1号

公益財団法人モラロジー道德教育財団内

電話04-7173-3213

印刷 株式会社コーヤマ